

知多市にしの台4丁目19-13

株式会社 三四四

代表取締役 千賀 貴彦 殿

一般廃棄物処理業許可証

阿久比町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定により、申請のあった一般廃棄物処理業の許可は、次によりこれを許可する。

令和6年3月26日

阿久比町長 田 中 清 高



- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 取扱廃棄物 | 事業系一般廃棄物、特定家庭用機器 |
| 2 | 業 種 | 収集と運搬 |
| 3 | 区 域 | 阿久比町全域 |
| 4 | 有効期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 5 | 条 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する諸法令並びに阿久比町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 |

- 1 本許可証を紛失又は破損したときは、直ちにその理由を町長に届け出て、再
交付を受けること。
- 2 本許可証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 次の各号に該当するときは、許可証を町長に返納しなければならない。
 - (1) 有効期間が満了したとき。
 - (2) 死亡、合併又は解散などしたとき。
 - (3) 許可の取り消しのあつたとき。
 - (4) 業務を廃止したとき。